

「千葉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）」

に関するパブリックコメント手続の実施結果について

「千葉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）」に関するパブリックコメント手続におきましては、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

1 募集期間

平成26年1月31日（金）から平成26年2月28日（金）まで

2 募集結果

提出方法	人数	件数
郵送	1	4
ファクシミリ	0	0
電子メール	0	0
持参	0	0
合計	1	4

3 項目別の意見数

項目	件数
他機関によるガイドラインのチェック・審査に関すること	2
防犯カメラで撮影した画像の保存期間に関すること	1
罰則に関すること	1

4 案を修正した箇所

0箇所

5 意見の概要と市の考え方

別紙のとおり。

(お問い合わせ先)

千葉市市民局市民自治推進部市民サービス課

電話 043-245-5264

ファクシミリ 043-245-5550

電子メール service.CIC@city.chiba.lg.jp

「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）」への

意見の概要と市の考え方

NO	意見の概要	市の考え方
1	ガイドラインについて、警察にチェックしてもらっているか。 法務省又は検察に審査してもらっているか。	ガイドラインは指針であり、義務を課したり、罰則を設けるものではないことから、警察等によるチェック・審査は必要ではないと考えています。
2	防犯カメラで撮影した画像の保存期間を教えてください。	犯罪捜査等での画像の活用と個人情報の保護の観点を勘案し、画像の保存期間はできるだけ短期間（概ね1か月以内）とすることが望ましいと考えています（保存期間についてはガイドラインにも記載しています）。
3	罰則は検討しているか。	ガイドラインは、プライバシーの保護を図るために、防犯カメラの設置者等が自主的に実施すべき事項を定めた指針であり、ガイドラインに従わない者に対する罰則を設けるものではありません。